

## 条件付き一般競争入札説明書

村山市財政課

入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 入札参加者の資格について

- (1) 村山市一般競争（指名競争）参加資格者登録名簿に登載されているとは、村山市に当該年度の競争入札参加資格審査申請をおこない受理されていることをいう。等級格付けとは、建設工事種類別等級一覧表に記載された当該会社の等級をいう。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有しない者は以下のとおり。
  - ア、当該入札の契約を締結する能力を有しない者
  - イ、破産者で復権を得ない者また、一般競争入札に2年間参加させないことができる者とは以下のとおり。
  - 一、契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二、競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - 三、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四、本市職員による監督又は検査の実施に当たりその職務の執行を妨げた者
  - 五、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - 六、前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、その他の使用人として使用した者
- (3) 建設業の許可に係る本社営業所等を公告に定める地域に有していることとは、当該本社・営業所等に経營業務の管理責任者又は技術者が専任で勤務しその職務に従事しているものをいう。
- (4) 主任技術者等を専任で配置できることとは、関係法令に基づき資格を有する者が工事の完遂まで従事できることをいう。
- (5) 指名停止の期間中でない者とは、当該工事の公告による入札日が指名停止期間以降であることをいう。
- (6) 入札に参加しようとするもの間に資本関係又は人的関係がないことの「資本関係」とは、いわゆる親会社子会社の関係にある場合、若しくは親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。又、「人的関係」とは、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう。

- (7) 入札参加資格確認申請書等を期限まで提出できなかった者は、当該入札に参加することができない。
- 2. 配置予定技術者等について
    - (1) 配置予定技術者（以下「技術者」という。）は、建設業法の定めによる国家資格を有する者、又は国土交通大臣が同等以上の資格を有すると認めた者であること。
    - (2) 技術者は、複数の候補者を申請することができる。
    - (3) 申請した技術者は、原則として変更できない。契約時において前記の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由で変更を認める場合を除き、契約を締結しない。
    - (4) 同一の技術者を複数の工事に申請した場合において、一方の工事に技術者を配置することが確定した時は、他方の工事に係る申請は取り下げ、又は辞退をすること。
    - (5) 技術者は、申請日において専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。
  - 3. 入札参加資格の確認等について
    - (1) 入札参加を希望する者は、下記書類を公告に定める期限まで提出する。
      - ア、一般競争入札参加資格確認申請書 2部（1部は控えに返却）
      - イ、条件付き一般競争入札参加資格申請書受付票 2部（1部は控えに返却）
      - ウ、配置予定技術者の資格及び工事の経験書 2部（1部は控えに返却）申請する技術者が、当該年度の競争入札参加資格審査申請の技術職員名簿に掲載されていない時は、有資格者であることの証明等及び健康保険被保険者証の写しを添付すること。
    - (2) 提出期限以降は、申請書等の記載事項変更及び差し替え等は認めない。
    - (3) 追加で書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
    - (4) 公告で定める書類に不足等がある場合は、これを受理しない。
    - (5) 書類の提出方法等は公告で定める。
  - 4. 入札参加資格確認結果の通知等
    - (1) 公告に定める受付期限の日から3開庁日以内に結果の通知を行うものとする。
    - (2) 入札参加の資格がないと認められた者は、任意の書面により市長（財政課あて）に通知日から7日以内にその理由の詳細説明を求めることができる。
    - (3) 市長は、説明を求めた者に対し速やかに回答をおこなうものとする。
  - 5. 設計図書の閲覧、貸出について
    - (1) 設計図書の閲覧は、公告に定めるとおりとし、当該工事担当課職員の指示に従うこと。
    - (2) 設計図書の借り受けが出来るのは、一般競争入札参加資格確認申請書を提出

した者とし、設計図書貸出票を記載のうえ提出すること。なお、借り受け出来る時間は2時間以内とする。(借り受け時に、一般競争入札参加資格確認申請書(控え)を提示のこと)電子データ等で貸し出しを受ける場合は、工事担当課の指示によるものとする。

6. 設計図書等に関する質問について

(1) 設計図書の内容に質問がある場合は、工事担当課の指示によるものとする。

7. 入札について

(1) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときはその委任状を持参させなければならない。

(2) 入札参加者は、競争入札参加資格があることを確認した書類を持参すること。

(3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

(4) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは、取りやめることがある。

(5) 次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落札決定を取り消す。

ア. 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ. 入札参加確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者の入札

ウ. 記名押印を欠く入札

エ. 金額を訂正した入札

オ. 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札

カ. 明らかに連合によるものと認められる入札

キ. 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札から本契約の締結を行うまでの間に本市競争入札参加資格者指名停止の措置を受けた者は、落札決定を取り消す。この場合は、次順位者を落札者とする。

(7) 入札した者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。

(8) 低入札価格調査制度対象の入札にあつては、調査基準価格を設けている。

(9) 入札予定価格を事前公表した入札にあつては、積算内訳書を提出しなければならない。また、建設工事の積算内訳書には、「積算内訳書総括表」を添付すること。

(10) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

(11) 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (12) 入札参加者が正当な理由がなく入札を辞退した場合は、村山市競争入札参加資格者指名停止要綱の規定に基づき取り扱うものとする。
- (13) 請負金額500万円以上の工事は「データベースシステムCORINS」へ登録をすること。

8. その他

- (1) この入札に係る契約期間において、消費税及び地方消費税の引上げ時期が変更された場合は、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。